

和歌山市放課後児童健全育成事業（若竹学級）運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

公表日 令和7年12月5日
(2025年)

1 委託目的

和歌山市内の公設の放課後児童クラブ（若竹学級）について、放課後児童支援員の確保、民間の知識・経験の活用、迅速な対応、研修の充実等を図ることにより、学級の継続的かつ安定的な運営を図るため。

2 事業概要

- (1) 名称 : 和歌山市放課後児童健全育成事業（若竹学級）運営業務
- (2) 事業内容 : 本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、保護者が労働等により放課後又は夏休み等の長期休暇中に家庭において保育を受けることが困難な児童に適切な遊び及び生活の場を提供することにより行うものとする。
- (3) 事業期間 : 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）とする。また、契約締結の翌日から令和8年3月31日までの間を準備期間とし、前委託事業者との業務の引継ぎ、支援員等の確保、統括体制の確立などを行うものとする。ただし、準備期間中に発生した費用は本委託料の対象としない。

3 事業費（見積上限額）

1,922,070千円

(1) 内訳

令和8年度 611,115千円
令和9年度 638,993千円
令和10年度 671,962千円

※本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税であるものとして取り扱う。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
イ 破産者で復権を得ない者であること。

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
- ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
- イ 消費税及び地方消費税
- ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までの期間において、和歌山市が行う調達契約の暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあっては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあつた者にあっては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) 公表の日において、自ら又は地方公共団体から委託を受けて、若しくは指定管理者の指定を受けて、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を3年以上の間運営した実績があること。若しくは、放課後児童健全育成事業に類似する次のいずれかの事業を3年以上運営した実績があること。
- ア 学校教育法第22条に規定する幼稚園の運営
- イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の運営
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の運営
- エ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスの運営
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること又は同等の対応がされていること。

5 募集開始から事業開始までのスケジュール

この予定は、参加者の状況及び選考の進捗状況等を踏まえ、変更する場合がある。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 公表 | 令和7年12月 5日（金） |
| (2) 参加資格確認申請書提出 | 令和7年12月16日（火）17時まで |
| (3) 参加資格確認通知書の送付 | 令和7年12月19日（金）予定 |
| (4) 質問受付 | 令和7年12月23日（火）17時まで |
| (5) 企画提案書提出 | 令和8年 1月13日（火）17時まで |

- (6) 企画提案評価会（プレゼンテーション） 令和8年 1月22日（木）13時30分から
（予定）
- (7) 結果の通知 令和8年 1月30日（金）（予定）
- (8) 事業開始 令和8年 4月 1日（水）

6 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

（1）提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。
本市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要等

（ア）会社概要がわかるもの（パンフレット等既存のもので可。）

（イ）履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

（ウ）直近2年分の決算書類（財務申告書、貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書等）の写し

※学校法人、社会福祉法人等の法人はこれらに相当する書類を提出すること

（エ）役員等調書及び照会承諾書（様式3）

（オ）委任状及び使用印鑑届出書（様式4）

（カ）放課後児童健全育成事業又は類似事業の契約を履行した実績を有することを証する書類（様式6）

※履行実績調書に記載し、契約書および仕様書の写しを添付すること。自己が当該事業を営んでいる場合は、そのことが分かる資料を提出すること。

（キ）プライバシーマークを取得または同等の対応がされていることを証する書類

（2）提出部数：各1部

（3）提出方法：持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認で

きるものによること。

(4) 提出期限：令和7年12月16日（火）17時まで（必着）

(5) 提出場所：和歌山市教育委員会教育学習部青少年課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎14階

T E L 073-435-1235（直通） F A X 073-435-1240（直通）

メールアドレス seishonen@city.wakayama.lg.jp

7 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和7年12月19日（金）予定

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和7年12月23日（火）17時まで（必着）

(2) 質問方法：質問書（様式5）に質問事項等を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを6（5）に記載のメールアドレスあてに電子メールで送信すること。

(3) 質問先：上記6（5）に同じ。

(4) 回答方法：和歌山市ホームページにより公表する。なお、質問者名は公表しない。

(5) その他：質問及び質問に対する回答は、和歌山市放課後児童健全育成事業（若竹学級）運営業務委託仕様書の追加又は修正事項とする。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（A4版、左綴、両面10ページ以内）9部（原本1部、副本8部）

仕様書に掲げる業務内容を各評価基準に沿った提案をまとめて提出すること

イ 業務実施体制図（A4版、左綴、両面2ページ以内）

ウ スケジュール（A4版、左綴、両面2ページ以内）

エ 見積書 9部（原本1部、副本8部）

(2) 提出期限：令和8年1月13日（火）17時まで（必着）

(3) 提出場所：上記6（5）に同じ

(4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない

(5) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

(6) 企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書等は返却しない。

(8) 提出期限以降における企画提案書等の差換え及び再提出は認めない。

(9) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、当プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は企画提案書の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無

償で使用できるものとする。

- (10) 提案内容に含まれる特許権、商標権等の国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

10 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおり行い、最優秀提案者を決定し、その者を当契約の受託候補者とする。ただし、最優秀提案者との契約締結に向けた協議が不調になった場合は、次に高い評価を受けた企画提案を行った者から順に契約締結に向けた協議を行い、合意に達した者を当契約の受託候補者とする。

(1) 企画提案評価会（プレゼンテーション及びヒアリング）

あらかじめ設定する企画提案評価委員（以下、「委員」という。）による企画提案評価会を開き、参加者から提出された書類、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。

(2) 開催日時及び場所等

ア 開催日時：令和8年1月22日（木）13時30分から（予定）

イ 開催場所：未定（正式な日程・場所の詳細については、別途通知する。）

(3) 説明者及び出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 実施内容

ア プrezentationについては、提案説明を、20分以内で行うこと。その後、質疑応答（ヒアリングを含む）を20分以内で行うこととする。

イ 提案説明は、基本的に提出済みの提案関係書を基に行うこととし、その内容を逸脱しないこととする。

ウ パワーポイントや動画等を用いた説明は不可とする。

エ プrezentation及びヒアリングは非公開で実施する。

(5) 評価結果の通知

評価結果を、プロポーザル評価結果通知書（令和8年1月30日までに送付予定）により通知する。なお、和歌山市ホームページに、全ての提案者の総得点及び評価項目の大項目別の得点を公開する。

(6) 評価についての注意事項

ア 委員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として決定する。

イ 最高得点の者が複数となった場合は、それらのうち「(2) 提案内容評価」の得点が最も高い者を最優秀提案者として決定する。

ウ 事業実施候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を事業候補者とする。

- エ 本事業募集に参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、事業実施候補者を特定することができる。
- オ 提出されたすべての提案において、委員の半数以上から75点以上の得点を獲得していない、または、評価項目詳細「③支援員の賃金水準は適切で、安定的かつ持続可能な支援員確保の方策が効果的であるか」及び「⑧事務所における責任者や巡回指導者の配置、支援員及び補助員との信頼関係構築等の各若竹学級をサポートする方策が提示されているか」、「⑪各若竹学級の地域性を踏まえた遊びや体験等のイベント（プログラム）のノウハウを多種多様に保有し、取り組む提案がされているか。またそれを実施するための支援員等へのサポートを実施する方策が示されているか」のいずれかにおいて、委員の半数以上から「やや劣る」の評価を受けている、その他の評価項目のいずれかにおいて、委員の半数以上から「劣る」の評価を受けている場合は、事業実施候補者に特定しない場合がある。

1.1 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

企画提案の評価における配点

評価項目		配点
大項目	詳細	
(1) 業務履行能力・実績 (計50点)	①過去に放課後児童健全育成事業又は類似業務を実施した実績があり、経営母体の財務の健全性及び安定性が充分であり以後事業を継続して実施できる法人であるか。	5点
	②児童福祉法及びこども基本法、放課後児童健全育成事業の趣旨に精通した提案となっているか。また関連する制度や条例・規則等を理解して業務を遂行できるか。	5点
	③支援員の賃金水準は適切で、安定的かつ持続可能な支援員確保の方策が効果的であるか。	10点
	④事務所の人員体制や、指揮命令系統等の機能は本業務の効果的な運営に資するといえるか。	10点
	⑤オンラインでの保護者とのコミュニケーションツールを構築し、申請手続きや日常的な連絡が円滑に行えるか。	10点
	⑥業務開始に至るまでの引き継ぎ業務等は、実現可能で妥当なものであるか。	5点
	⑦情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策は妥当であるか。	5点
(2) 提案内容評価	⑧事務所における責任者や巡回指導者の配置、支援員及び補助員	20点

(計 80 点)	との信頼関係構築等の各若竹学級をサポートする方策が提示されているか。	
	⑨各若竹学級の地域性を考慮したうえで、支援員等の負担を軽減し働きやすくするための工夫を行い、その工夫は、支援員等が児童と向き合い、児童の声に耳を傾けられる時間のために適切なものになっているか。	15 点
	⑩支援員等に対し、トラブル対応や IT スキル向上などに対する人材育成は効果的であるか。研修を実施するだけではなく効果測定を実施できるか。	5 点
	⑪各若竹学級の地域性を踏まえた遊びや体験等のイベント（プログラム）のノウハウを多種多様に保有し、取り組む提案がされているか。またそれを実施するための支援員等へのサポートを実施する方策が示されているか。	20 点
	⑫障害児（特別な支援を要する児童を含む）への支援体制や対応方法について、効果的であるか。	5 点
	⑬事故や災害、警報発令など不測の事態に対する安全計画は妥当であるか。	15 点
	⑭和歌山市内に本店・支店・営業所を設置するか ⑮和歌山市民・障害者の積極的な雇用について	5 点 5 点
(3) 地域貢献評価 (計 10 点)	⑯見積金額	60 点
(4) 價格評価 (計 60 点)	合計	200 点

※価格評価は次のとおりとする。

評価点 = 60 点 × (最低見積額 / 提案者の参考見積額)

この場合の最低見積額とは、全提案者の中で最も低い参考見積額とする。

1.2 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。なお、本プロポーザル後契約締結までに失格事項にあたる行為が判明したときは、本市は契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は、契約候補者に対する損害賠償責任を負わない。

- (1) 提案書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 企画提案評価会に出席しなかったもの
- (4) 参加表明書等若しくは提案書類等について、審査過程において虚偽が判明した場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

- (6) 見積額の上限に定める額を超えて、提案を行った場合
- (7) 本プロポーザルの審査委員会の委員及び事務局関係者に直接・間接を問わず、助言を求める
たり、又は不正な接触、介入を行った場合
- (8) ほかの参加表明者に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求め、又は接触を行った
場合
- (9) 参加表明者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (10) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (12) その他、著しく信義に反する行為があった場合

1.3 契約に関する事項

(1) 前払い制度

受託者候補者において、前払いを行う合理的な理由がある場合に限り実施する。

(2) 部分払い

適用しない。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)第34条各号に該当するときは免除する。

(4) 契約書作成

必要である。

1.4 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にする。
- (3) 本事業の取組状況や成果については、本市のホームページや広報紙等で公表する場合があ
る。
- (4) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として市に帰属する。
- (5) 事業者は他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行わなければならない。また、
会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管を必要とする。
- (6) 事業者は本市が行う事業内容への意見・提案等を取り入れ、積極的に実施するものとする。
- (7) 企画提案内容については、提案する際に障害等を事前調査し、解消できることを確認の上、
受託後すぐに実施できるものだけを提案すること。結果的に実施できないような提案は行わ
ないこと。
- (8) 市の財源の負担を前提とする提案は行わないこと（学校施設の相互利用による若竹学級運
営事業業務委託を除く）。
- (9) 若竹学級利用者の負担を前提とするような提案は行わないこと（クラス費・おやつ代を除
く）。

- (10) 本プロポーザルで受託候補者が行った提案は全て仕様書の内容に反映し、契約締結後受託候補者の費用負担により速やかに実施することとする。ただし、市が必要ないと判断した提案内容に関してはこの限りではない。
- (11) 受託者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第5項に規定された民間教育保育等事業者としての認定を施行後6カ月以内にこども家庭庁より受け、市に報告すること。受託者が当認定を受けなかった場合は、市の指定する期日をもって契約を解除する。
- (12) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることが出来ない。ただし、あらかじめ市と協議したうえで、業務の一部を第三者へ委託することが効率的、効果的であると認められる場合は、あらかじめ書面で市が許可した上で業務の一部を第三者に委託することができる。
- (13) 受託者は運営・管理業務の遂行にあたり入手した個人情報及びデータ等の管理にあたっては、「和歌山市個人情報保護条例（平成12年和歌山市条例第127号）」及び「和歌山市情報公開条例（平成5年和歌山市条例第33号）」の趣旨を踏まえ、個人情報の適切な管理を図るものとすること。委託期間終了後又は委託契約解除後においても同様とする。

1.5 応募先及び問合先（再掲）

和歌山市教育委員会教育学習部青少年課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎14階

T E L 073-435-1235（直通） F A X 073-435-1240（直通）

メールアドレス seishonen@city.wakayama.lg.jp